借金の問題でお困りの方々へ

「改正貸金業法完全施行を受けた多重債務緊急電話相談会」の実施のお知らせ

改正貸金業法の完全施行をあわせて、当会では、施行日である平成 22 年 6 月 18 日に、<u>借金の</u>問題について**電話による**臨時相談会を実施します。

借金の問題は、法的に解決する手段があります。

借金の問題でお困りの方は、自分一人で悩まず、是非とも今回実施する電話相談をご利用下さい。

1 相談内容

借金問題全般に関する電話相談を受け付け、法的助言及び適切な相談窓口への誘導を行います。

2 相談日時

平成 22 年 6 月 18 日 (金) 午前 10 時から午後 5 時まで

3 受付電話

06 - 6363 - 3980

4 相談担当者

大阪弁護士会多重債務者救済対策本部委員

5 問合せ先

大阪弁護士会委員会担当室 多重債務者救済対策本部 担当事務局 (藤澤) TEL 06-6364-1227

※対面によるクレジット・サラ金問題相談について

大阪弁護士会では、クレジット・サラ金問題について、常設の対面による無料相談を行っています。

上記のとおり、今回、臨時で、電話による借金問題の相談会を開催しますが、大阪弁護士会では、クレジット・サラ金問題については、大阪府内各所にある弁護士会の相談センターにて、常設にて、対面による法律相談を相談料無料にて行っています。

開催場所・日時については以下をご参照下さい。

http://www.osakaben.or.jp/web/syakkin/index.php

借金の問題でお困りの方は、決してお一人で悩まずに、今回の臨時の電話による相談をご利用いただくほか、是非とも最寄りの大阪弁護士会の相談センターで実施している対面による法律相談も積極的に利用して、法律の専門家による相談を受けて下さい。